

# 令和5年度 第1回河輪小学校学校運営協議会

日時 令和5年5月11日(木)14時00分から16時00分

会場 河輪小学校 1階会議室



## 次 第

司会 学校支援コーディネーター

### ○ 開 会

開催要件(過半数の出席)確認

#### 1 会長挨拶

鈴木会長

#### 2 校長挨拶

太田校長

#### 3 新規委員紹介(任命書交付)

#### 4 委員紹介

#### 5 浜松市学校運営協議会規則確認

和久田教頭

#### 6 議長の選出

#### 7 前回会議録、令和4年度協議会自己評価の確認

和久田教頭

#### 8 熟議

##### (1) 令和5年度の学校運営の基本方針

太田校長

##### 令和5年度コミュニティ・スクールについて

##### (2) 夢育やらまいか事業に対する意見書について

和久田教頭

##### (3) いじめ防止等のための基本的な方針について

櫻井教務主任

#### 9 連絡事項

- ・ 創立150周年記念の取組について

太田校長

- ・ 第2回学校運営協議会 令和5年10月30日(月)14:00~16:00

- ・ 第3回学校運営協議会 令和6年 2月20日(火)14:00~16:00

#### 10 閉 会



## 令和5年度 河輪小学校学校運営協議会委員

	お名前
1	すずき だいすけ 鈴木 大介
2	しぶや とくゆき 渋谷 徳行
3	おおた しょうご 太田 尚吾
4	ふじた しょうじ 藤田 正治
5	ふじた さなえ 藤田 沙奈江
6	まみや としひろ 間宮 年弘
7	なかむら けんじ 中村 健二
8	はかまた はくりょう 袴田 伯領
9	はせがわ たけし 長谷川 豪
10	おおはし のぶえ 大橋 信恵

## 学校運営協議会 年間計画（案）

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和5年 5月11日（木） 14:00～16:00	(1) 学校運営の基本方針について (2) 夢育やらまいか事業に対する意見書について (3) いじめ防止等のための基本的な方針について	
2	令和5年 10月30日（月） 14:00～16:00	(1) 特色ある学校づくりについて 等	
3	令和6年 2月15日（木） 14:00～16:00	(1) 学校関係者評価について (2) 次年度学校運営基本方針について (3) 学校運営協議会の自己評価  <input type="checkbox"/> 夢育やらまいか CS 加算分の報告	

# 浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

## (目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

## (設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

## (協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和4年度 第4回 河輪小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和5年 2月 22日（火） 14時00分から16時00分まで
- 2 開催場所 河輪小学校 1階会議室
- 3 出席委員 鈴木大介、渋谷徳行、太田尚吾、藤田正治、藤田沙奈江、間宮年弘  
中村健二
- 4 欠席委員 島津真理子
- 5 オブザーバー 飯田一明（南陽協働センター所長）、袴田 伯領（河輪地区主任児童委員）
- 6 学 校 太田賀子（校長）、宮崎正昭（教頭）、櫻井伸夫（教務主任）、  
鈴木江利子（CSディレクター）
- 7 教育委員会 堀田 洋一（教育総務課）
- 8 傍聴者 なし
- 9 協議事項

- （1）議長の選出について
- （2）学校関係者評価
- （3）学校運営協議会の自己評価
- （4）令和5年度の学校運営の基本方針
- （5）いじめ防止等のための基本的な方針について
- （6）夢育やらまいかCS加算分の報告

10 教育総務課より

11 会議録作成者 CSディレクター 鈴木江利子

12 会議記録

司会から、委員7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）議長の選出について

司会が議長の選出について委員に意見を求めたところ、委員から会長を推挙する旨の発言があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

（2）学校関係者評価 （資料参照）

- ・ No.15 児童がよく分かっている。教員もそうだと思う。No.3 考えや思いを進んでみんなに伝える。児童、教員が同じ考えだと分かる。（藤田正治委員）
- ・ コロナ禍で少なくなっていたから、学校の様子を知るために保護者が学校へ来る機会を増やしてほしい。（中村委員）
- ・ 1年生と6年生では考えが違うと思う。「学校が楽しい」とは、何が楽しいのか分かれると良い。課題設定は大丈夫だろうか。（袴田委員）
- ・ 「キャリアパスポート」というものがあり、活用している。協働的学びを進めている。タ

タブレット活用により、教員もファシリテーション能力向上を目指している。児童はキーボードの能力向上を目指して練習している。(校長)

- ・ 子ども自身ができていると思っていることと、保護者の考えが違う。交通指導の際に、元気がない子を見掛けるので心配していたが、アンケートでは学校に楽しく来ることができているようなので安心した。参観会の際にはタブレットが活用されていて、DIYや映像作家など自分の夢に向かって、職種やどういう方法で働くことができるかなど、自分で調べている様子が見られた。辛く思っている子がいない、いじめのない学校を願っている。(藤田佐奈江委員)
- ・ No.4とNo.14の「いいえ」、を〇にしていきたいと思う。子供たちの夢について、例えば医者になりたいという目標をもったとする。「病気の人を助けたい」と思っていることかと思うが、医者以外の道がある、めあてが毎日書き取りを1ページ書くという手立てになってしまっている。めあては漢字が得意になること。漢字が得意になるためにはいろいろな方法があると思う。(間宮委員)
- ・ 目的と手段があるが、「手段」が優先されてしまうので、訓練が必要。いじめについては、少数でも掘り下げて対応したいことだと思う。(渋谷委員)
- ・ 児童・保護者・教員が同じ意識で良いと思う。P9、No.4「子供たちの生きる力を育成していきたい」とあるが、「たくましく生きる」とした方が良いと思う。(鈴木会長)

### (3) 学校運営協議会の自己評価 (資料参照)

- ・ 地元の学校として魅力づくりを願っている。(藤田正治委員)
- ・ この12年間で児童が減少し、従来のPTA活動が困難になっている。地域の人を巻き込んで河輪小の伝統を守ってほしい。(太田委員)
- ・ コミュニティ・スクールの取組として、教員の助けになれば良いが、教員の困り感が見えてこない。困っていることはないのだろうか。依頼があれば対応していきたい。(中村委員)
- ・ 来年度は150周年ということなのでバックアップしたい。(袴田委員)
- ・ 保護者と会話することがあるが、保護者は協力したいという気持ちはあるが仕事をしているため時間がない。平日は時間的余裕があって子供たちと対応できる方、地域にキャリアのある方が多いので協力してもらわないともったいないと思う。(藤田佐奈江委員)
- ・ 子供たちが自分の力で取り組むことも必要だと思う。女子バスケの町田るい選手が、「努力の先に花が咲く。」報われないことが多いが努力を続けると言っている。教育は将来の自分のためだと思う。(間宮委員)
- ・ 児童は「キャリアパスポート」を使うことで意識が日常化している。静岡ブルーレブスの選手にタグラグビーを教えてもらった時は、「夢はひとつじゃない。そのために多くの努力をした。」スズキACの選手は、「練習は厳しい。しかし練習後の達成感は何とも言えない。」と子供たちに話をした。地域の声楽家の方にも専門家として教えてもらった。(校長)
- ・ 教員は忙しいと思うが、夏休みなど長期休業期間にはどういふことをするのか。充電期間として有意義な研修をしたら良いと思う。(渋谷委員)

(4) 令和5年度の学校運営の基本方針 (資料参照)

- ・ 令和5年度は新3年生が2学級になるので、学級環境の変化に合わせられるよう指導していきたい。「学校に楽しく通う」ように何が楽しいのか言える、そうでない子が少しでもいたら対応していきたいと思う。(校長)
- ・ ④ に「知」とあるが、「知る」ことか「知恵」か。知識取得というが、「知識」現行は協働的に話し合って新しい知識を生み出すことだと思う。(渋谷委員)
- ・ (5) いじめ防止等のための基本的な方針について

(5) いじめ防止等のための基本的な方針について (資料参照)

来年度に熟議を行う予定

(6) 夢育やらまいかCS加算分の報告 (資料参照)

※委員全員の承認を得た。

(7) 教育総務課より

本年度は学校運営協議会が発足して1年目だということだが、委員の方々の建設的な意見・取組が素晴らしいので、今後も御協力をお願いしたい。

その他報告事項等

- ・ 次回会議は、令和5年 5月11日(木) 14:00~16:00 1階会議室で開催する旨の報告があった。
- ・ 令和5年度年間行事予定は2月終わりか3月始めに、さくら連絡網で配信する。

## 令和4年度 浜松市立河輪小学校 第3回学校運営協議会後の自己評価

### <評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・ 議長として委員同士の信頼性を深め、学校運営に積極的に参画し、地域との橋渡しを行うことに努めた。
- ・ 会議を通じて運営基本方針について理解を深めることができました。
- ・ CSの意義を理解し、それについて熟議する課題が見えてきたことの確認ができたと思います。
- ・ 校長からの説明の中で学校運営の強化となるよう熟議し、参画できたと思います。
- ・ 学校、家庭、地域の連携、協働の方向性を共有できた。
- ・ 学校運営の基本方針について理解し、校長の勧めている考え方がよく分かりました。
- ・ 私は、令和4年6月1日から学校運営協議会委員に任命されましたので、4月15日の熟議には、残念ながら参加することができませんでした。
- ・ 十分できたと思います。
- ・ 子供を通していながら知らないこともたくさんあると気づきました。改めて考える、調べるなど、知っておかないと意見を言うにも難しくて協議会でのお話は勉強になりました。

### <評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- ・ 地域・保護者とともに、学校運営（サツマイモ植え、クラブ活動）などに必要な支援について積極的に協議を進めることができた。
- ・ 各学年・各活動については様々資料・活動写真等を通じて熟議を深めることができたと思います。
- ・ 校長から説明していただく中で必要な地域、学校の協働活動のつながりを熟議することができました。
- ・ 学校運営に必要な支援について協議することができた。
- ・ 校長の画工経営の中で「育てたい力」を説明していただき、委員で熟議することができました。
- ・ 熟議について各自意見を出し合い、いろいろな見方ができたと思う。
- ・ 運営委員が経験豊富を持ち合わせている。意見が出ることが多ければ、運営に役立つと思います。
- ・ 河輪小学校では、以前より学校運営に資する活動が充実しており、保護者の「読み聞かせ」「ミシン」ボランティアや地域の「朝の見守り」「農場」ボランティア、企業の「地震・津波への対応」「地域学習」ボランティアなどが円滑に行われている。これらをさらに充実・発展させるために各委員が意見を出し合い、熟議を進めることができました。
- ・ 十分に議論することはできたが、今回の内容が最優先の議題かといえば、その他にもいろいろあると思いました。
- ・ ボランティアや地域のお手伝いしてくださる方々、こんなにたくさんの人たちが学校や子供たちのために動いてくださっているんだなと実感しました。ただ通わせている親の立場になっていたと反省するばかりです。

### <評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・ 学校運営・行事の円滑化に努めた。
- ・ 令和4年度の継続をもとに、児童の安全（校内、通学）も進めたい。
- ・ 地域（地元）の交流を深めて広く子供たちの健全・安全な見守り及び健やかな環境育成に貢献していきたい。（小学校は地域の中心地）
- ・ 地元小学校の特色あるイメージアップは地元住民にとっても大変喜ばしことであり、貢献できることには積極的に参加していきます。
- ・ 来年度は保護者の皆さんと「運営協議会」「小学校応援団」との連携、協働の熟議ができるとうれしいです。
- ・ キャリア教育で豊かな教育活動の熟議を希望します。
- ・ 運営組織は現在の人選は継続で良いと思います。
- ・ 目標と進め方も継続した方がよい。
- ・ 朝活について生活習慣として定着させるようにして運動能力の向上、読書週間の定着、教師の負担が多くなりそうだが、工夫ができないか。
- ・ 今年度はコロナ禍のために、授業や行事などの参観があまりできなくて子供たちの実態が十分につかめないという問題がありました。来年度は授業を始め、運動会や音楽会なども参観させていただき、より深く河輪小の子供たちの実態を理解して学校運営に資する熟議につなげたいと思います。
- ・ コミュニティ・スクールで本来取り組みたい内容や先生方が困っていることについて議論すべきでは？
- ・ 地域、保護者が協力できることを具体的に考えたい。
- ・ 来年度は本部役員を降りるので委員もぬけますが、継続して子供たちや学校・地域とのより良い関係について考えてお手伝いできればいいなと思います。

目指す子供の姿

- 自分らしさを大切にする子供
- 夢と希望を持ち続ける子供
- これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供

学校教育目標

校区の目指す子供像

- 笑顔のあいさつ
  - 高い規範意識
  - 学ぶ喜び
- 「自他を大切にし、高め合う子」

やさしく たくましく 輝く子



か わ わ  
(和) (輪)



キャリア教育を核とした人づくり

- かかわる力 相手の話を聴き、自分の考えを伝える力
- やりぬく力 物事を前向きに考え、粘り強く取り組む力
- 解決する力 課題を見付け、やり方を修正しながら解決する力
- みとおす力 今の学習と自分の生活や将来とのつながりを考える力

一人一人のよさを引き出す発達支援教育

- 子供一人一人に応じたきめ細かな指導・支援
- 自分らしさが揮える温かな学級経営
- いじめ等問題行動の未然防止、早期発見、組織的な対応

地域とともにある学校

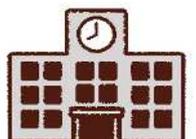
- <子供の心の基盤を育む家庭>
  - 基本的な生活習慣の定着
  - 家庭学習の充実
- <子供の育ちを支える地域>
  - コミュニティ・スクールによる豊かな学びの実現とキャリア教育の推進
- ・学校運営協議会
- ・河輪小学校応援団（保護者・地域住民）
- ・地域諸団体との連携

社会に開かれた教育課程の実現

魅力あふれる学校

- <魅力ある学校>
  - 安全で安心な教育環境の整備
  - 教育相談体制の充実
  - さくら連絡網、ブログ等による情報発信
- <魅力あふれる教職員>
  - 自らの資質・能力を高める教職員
  - 深い愛情をもつ教職員
  - 信頼される教職員

学校における働き方改革



学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して子供を育む

## 令和4年度 学校の教育活動への支援一覧

学年等	教科等	実施月	内 容
1	生活科	12月	アサガオリースづくり補助
	下校支援	4月	集団下校補助
2	生活科	7月	野菜栽培活動補助
	生活科	12月	お店探検活動補助
3	社会科	10月	農業見学2回
	総合	3月	座禅体験
4	国語	3月	ウナギの稚魚についての講話
	総合	1月	パンジー苗植え
5	総合	6月	河輪の昔講話
	家庭科	11月	ミシン補助
	総合	3月	河輪環境宣言
6	家庭科	1月	ミシン補助
		2月	歌唱指導 講話
学校	図書	通年	本の読み聞かせ 図書室整備
	クラブ活動	通年(5回)	クラブ活動講師(茶道 折り紙)
	河輪っ子農園	通年	タマネギ、サツマイモの苗植え、収穫
	通学路をきれいにする会	通年	苗植え、種まき 3年 サツマイモほり 3年 コスモス摘み 1年 菜の花摘み 1年、6年
	天竜川・県排をきれいに する会	5月	天竜川クリーン作戦2年
		11月	天竜川クリーン作戦5年
	交通ボランティア	通年	児童登校の見守り
川や湖をきれいにする市 民会議	10月	サツキマスの放流 5年	
	12月	アマゴの里親 5年	
	2月	アマゴの放流 5年	

☆3月1日 6年生を送る会の中でボランティアさんに感謝する会を開催



## 令和5年度 学校の教育活動への支援要望一覧

学年等	教科等	実施予定月	内 容
1	生活科	12月	アサガオリースづくり補助
	下校支援	4月	集団下校補助
	生活科	1月	昔の遊び
2	生活科	4月～7月	野菜栽培活動補助
	生活科	12月	お店探検活動補助
3	総合		座禅体験
	社会科	5～6月	学区探検活動補助
	総合	9月～10月	農業見学
	社会科	9月～10月	工場見学
	社会科		お店見学(スーパー、コンビニ)
	国語		書初め指導補助
4	国語	3月	ウナギの稚魚についての講話
	総合	1月	パンジー苗植え
	音楽		市音研歌唱指導(3、4年生)
	総合		点字等体験
5	総合	6月	河輪の昔講話
	家庭科		ミシン補助
			調理実習補助
	総合	3月	河輪環境宣言
6	家庭科		ミシン補助
			調理実習補助
	音楽		卒業式歌唱指導
	総合		河輪小版生き方授業

学校	図書	通年	本の読み聞かせ 図書室整備
	クラブ活動	通年(5回)	クラブ活動講師(茶道 折り紙)
	河輪っ子農園	通年	タマネギ、サツマイモの苗植え、収穫
	通学路をきれいにする会	通年	苗植え、種まき 3年 サツマイモほり 3年 コスモス摘み 1年 菜の花摘み 1年、6年
	・天竜川・県排をきれいに する会	5月 11月	天竜川クリーン作戦2年 天竜川クリーン作戦5年
	交通ボランティア	通年	児童登校の見守り
	川や湖をきれいにする市 民会議	10月 12月 2月	サツキマスの放流 5年 アマゴの里親 5年 アマゴの放流 5年